

令和7年度 児童扶養手当について

★児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進のために支給される手当です。

★支給要件

日本国内に住んでいて、次の①～⑧のいずれかに該当する子どもを監護・養育している父、母又は養育者に支給されます。

- ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
 - ②父又は母が死亡した児童
 - ③父又は母が重度の障害の状態にある児童
 - ④父又は母が生死不明である児童
 - ⑤1年以上、父又は母から遺棄されている児童
 - ⑥1年以上、父又は母が拘禁されている児童
 - ⑦母が婚姻しないで出産した児童
 - ⑧配偶者からの暴力（DV）で父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ※子どもが18歳になった年度末までです。
（子どもに障害がある場合は20歳になるまで）



★支給金額と所得制限限度額

○ 手当の額は、本人（請求者）、及び同居の扶養義務者の前年の所得額（1月～9月までに申請する場合は、前々年の所得額）によって、全部支給、一部支給、支給停止が決まります。

※ 扶養義務者とは、本人の同居の直系血族（養子縁組は血族とみなす）及び兄弟姉妹です。

※ 住民票は別（世帯分離）にしている場合、生活空間（風呂、台所、トイレ等）や公共料金（電気、ガス、水道料金等）が一緒であれば生計同一関係とみなし、扶養義務者となります。

◎手当額（月額）

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき	支給停止のとき
1人目	46,690円	46,680円～11,010円	手当は支給されません (ただし、受給資格は なくなりません)
2人目以降	11,030円	11,020円～5,520円	

手当の月額「物価スライド制」の適用により、今後改定されることがあります。

一部支給は所得に応じて月額は10円きざみの額です。具体的には次の計算式により計算します。

$$\text{第1子} \quad 46,690\text{円} - \left(\frac{\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}}{\text{*1}} \right) \times 0.0256619 + 10\text{円}$$

10円未満四捨五入

$$\text{第2子以降} \quad 11,030\text{円} - \left(\frac{\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}}{\text{*2}} \right) \times 0.0039568 + 10\text{円}$$

10円未満四捨五入

*1 所得額＝源泉徴収票の給与所得控除後の額 + 養育費の8割相当額 - 8万円（社会保険等の相当額）

*2 所得制限限度額は、下記の表に定めるとおり、扶養親族等の数に応じて額が変わります。

◎所得制限限度額

扶養親族等の数	本人		扶養義務者 所得制限限度額
	全部支給の 所得制限限度額	一部支給の 所得制限限度額	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人	一人増えるごとに38万円を加算	一人増えるごとに38万円を加算	一人増えるごとに38万円を加算
加算額	①70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族 1人につき10万円を加算 ②特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の扶養親族 1人につき15万円を加算		老人扶養親族1人につき6万円 (ただし、扶養親族が老人のみの場合は、2人目から加算)

★公的年金受給者

令和3年3月から、障害基礎年金等の受給者の手当額の算出方法と所得の算定方法が変わりました。児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。なお、障害基礎年金等以外の公的年金等（遺族年金など）を受給している方は、今回の改正後も変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。障害基礎年金等を受給している受給資格者の「所得」に非課税公的年金給付等（障害年金等）が含まれます。

★手当の支給日

- 1月・3月・5月・7月・9月・11月の11日（金融機関が休業日の場合は、その直前の営業日）
- 認定の請求をした月の翌月分から支給します。それぞれ前月分までの手当を口座に振り込みます。

★申請手続き

1 申請に必要なもの

- (1) 戸籍謄本（離婚の記載があるもの、本人とお子さまの戸籍が別の場合は各一通）

2 持参していただくもの

- (1) 預金通帳（本人名義） (2) 年金手帳 (3) 健康保険に係る資格確認書等（本人・お子さま）
- (4) 印鑑 (5) 個人番号（マイナンバー）（本人とお子さま、同居の扶養義務者の方）
- (6) 障害年金受給者は、障害年金証書 (7) 賃貸借契約書（アパート等の賃貸住宅に居住している場合）

3 窓口で記入していただく書類・聞き取りにより担当者が記入する書類

- (1) 受給資格確認書 (2) 養育費に関する申告書 (3) 公的年金等調査同意書

4 上記以外に世帯の状況等により必要となる書類があります。

★届出が必要なとき

- 手当の受給資格がある間は（支給停止の方も含む）、次の場合は速やかに届け出てください。

- ① 氏名または住所を変更をしたとき（14日以内）
- ② 支払金融機関を変更するとき
- ③ 市外へ転出するとき
- ④ 手当証書をなくしたとき
- ⑤ 養育児童の人数に増減があったとき、または養育児童の氏名または住所を変更したとき
- ⑥ 公的年金を受給できるようになったときやお子さまが加算対象になったとき
- ⑦ 所得の修正申告をしたとき、家族構成が変わったとき
- ⑧ 手当を受ける資格がなくなったとき（資格喪失）

- ・母または父が婚姻（事実婚〔婚姻届を出していなくても同居をしている場合〕なども含みます）したとき
- ・児童の養育、監護をしていないとき（児童が児童福祉施設に入所したとき等）
- ・拘禁を理由として手当を受けている人は、児童の父または母が出所したとき
- ・祖母など児童の母または父以外の方が手当を受けている場合は、児童と別居したとき
- ・遺棄されていた児童の父または母が帰ってきたとき

※ 手続きが遅れると、支給済みの過払い分を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

★現況届

- 受給資格者全員に 毎年7月末に 届出用紙を郵送しますので、8月1日から8月31日までに必要書類を手当証書とともに提出してください。

- 現況届によりその年の11月から翌年10月までの手当額を決定します。

- 現況届を提出しないと11月分以降の手当が支給されません。

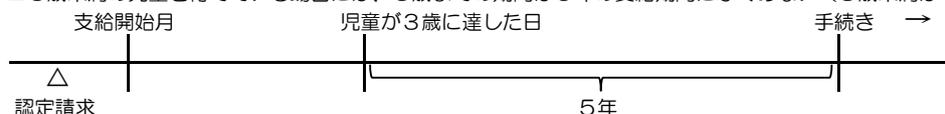
なお、現況届を2年間続けて提出されない場合、受給資格がなくなりますのでご注意ください。

- ※ 支給停止の方も提出が必要です。

★受給期間が5年（支給事由発生から7年）を経過したとき

- 児童扶養手当を受給してから5年経過等する場合、支給額が2分の1に減額されます。今まで同様（減額なし）に手当を受給するためには、手続きが必要です。対象者には「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付します。必要な書類を添えて提出してください。

■ 3歳未満の児童を育てている場合には、3歳までの期間は5年の受給期間にふくめない（8歳未満は一部支給停止の対象外）



★虚偽の内容を申請した場合

- 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。（児童扶養手当法第35条）
- 手当額の全部又は一部の返還の他、一定の金額の納付を命じることがあります。

◎問い合わせ先

〒718-8501 新見市新見310番地3

新見市役所健康福祉部子育て支援課こども福祉係

Tel 72-6115

